

遠賀町ペDESTリアンデッキ広告掲載規程

(趣旨)

第1条 遠賀町有料広告掲載取扱規則(平成19年規則第33号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、遠賀町ペDESTリアンデッキにおける広告掲載について必要な事項は規則に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、ペDESTリアンデッキ内のうち、町長が指定した掲示板内とする。

(広告の規格)

第3条 1枠あたりの広告の規格は、A0縦版(たて1,189mm×よこ841mm)以下とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として各月の1日から末日までの1か月単位とし、1回の申込みにつき最長12か月とする。

(広告の掲載申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、町長に、掲載希望月の前月(以下「前月」という。)の5日(5日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日)までに規則第7条第1項に定める遠賀町有料広告掲載申込書に1枠の申込みにつき掲載原稿1部を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、規則第8条第1項の規定による決定をしたときは、前月の15日までに申込者に対して広告掲載の可否の通知を行うものとする。

2 申込者多数の場合は、抽選により決定する。ただし、町内事業者を優先するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠1か月につき7,500円とする。ただし、3か月以上連続して掲載する場合の広告掲載料は次のとおりとする。

(1) 3か月以上6か月未満連続して掲載する場合 1枠1か月につき7,000円

(2) 6か月以上連続して掲載する場合 1枠1か月につき6,000円

2 前項の広告掲載料には消費税及び地方消費税を含む。

3 広告掲載料は前月の 28 日（28 日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日）まで一括して前納するものとする。

（広告の掲載開始）

第 8 条 町長は、前条第 3 項に規定する納期限までに広告掲載料の納付を確認した広告主の広告について、掲載希望月の 1 日から掲載するものとする。

（疑義等）

第 9 条 この告示に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。